平成２５年（フ）第６６８６号
東京都板橋区高島平２丁目26―３―728
債務者　保科　清志
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９７号
東京都江戸川区中葛西４丁目12―４―305
債務者　小川　正孝
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７０７号
東京都大田区大森西３丁目27―10　第三ハイムトシマ301
債務者　飯岡　　淳
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７０８号
神奈川県横浜市港北区岸根町482―201
債務者　三浦あかね（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７１１号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目15―16―303
債務者　治部　明香
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７１３号
東京都足立区梅島２丁目18―18―401
債務者　島村　太郎
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７１６号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　高橋　光夫
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７１７号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木476―９
債務者　山本　佐和
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７２４号
千葉県千葉市稲毛区作草部１丁目23―４―604
債務者　小林　　宏
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７２９号
埼玉県秩父郡皆野町大字上日野沢924
債務者　河野　慎吾
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７３０号
東京都目黒区目黒本町４丁目14―20―３Ｂ
債務者　柴田　知美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７３３号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎２丁目12―17―201
債務者　鮎澤美代子（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７４８号
神奈川県座間市南栗原４丁目15―８第一オオヤ荘201
債務者　岩本　洋史
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７５０号
東京都墨田区東向島１丁目32―11―1301
債務者　春木　美静
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７５１号
東京都江東区東砂４丁目３―12　清和荘
債務者　高木　節子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部